

第 2 章 平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率

第1節 平成22年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成22年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）連結実質赤字比率

1団体において、国民健康保険事業特別会計の実質赤字額が、同会計以外の実質黒字額及び企業会計の資金剰余額の合計を上回ったため、比率に該当したが、早期健全化基準を大きく下回っている。他に比率に該当のある市町村はなかった。

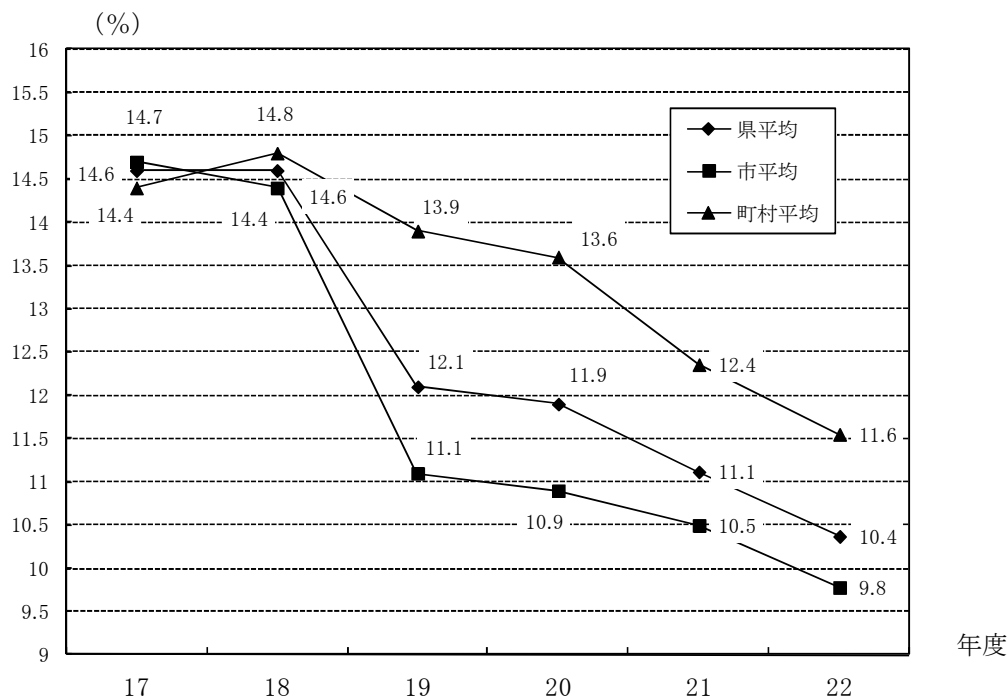
（3）実質公債費比率

早期健全化基準の25%を上回る市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（11.1%）より0.7ポイント低下し、10.4%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、前年度と同数の2団体であった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

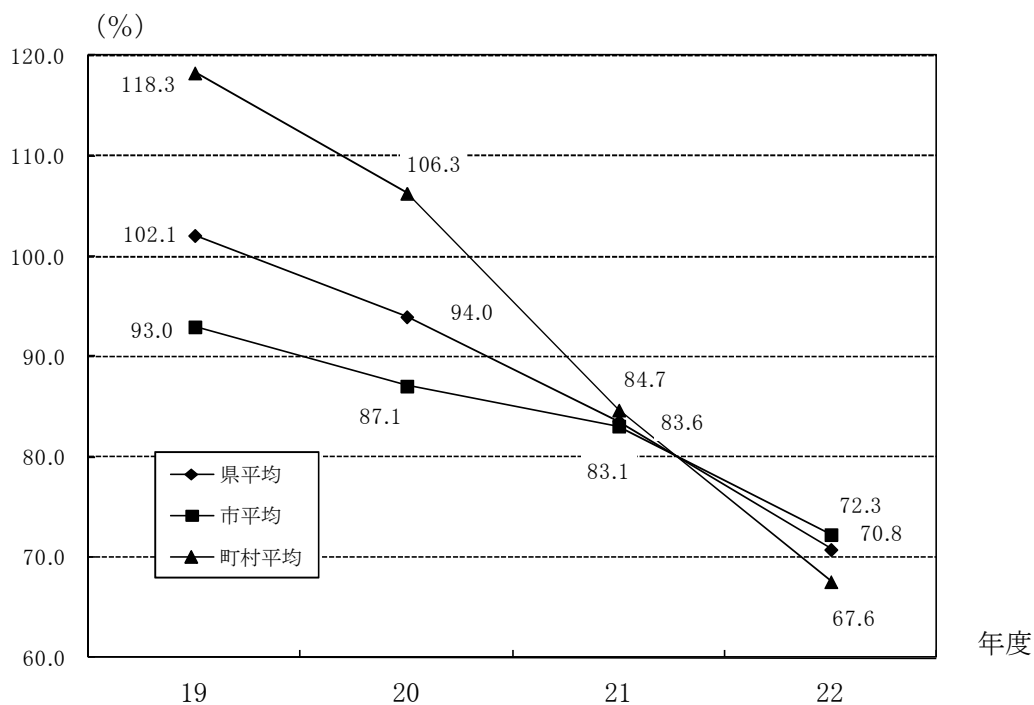
年度	比率									団体数
	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上	
17	2	3	7	15	10	10	4	5	0	56
18	1	6	7	14	10	7	4	7	0	56
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
21～22移動	3	△ 3	8	△ 5	△ 1	△ 2	0	0	0	0

（4）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）を上回る市町村はなかった。

54団体中52団体が200%未満の団体であり、40団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第 2 1 表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

年度	比率									団体数
	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	
19	4	10	15	17	6	2	1	1	0	56
20	4	13	13	17	5	3	0	1	0	56
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
21～22移動	2	2	2	△ 5	△ 1	0	1	△ 1	0	0

(参考)

市町村財政の背景

決算の背景

ア 平成 22 年度の経済見通しと国の予算

(ア)経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 22 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 21 年 12 月 25 日に閣議了解、平成 22 年 1 月 22 日に閣議決定された。この中で、平成 21 年度の我が国経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるとされた。特に、平成 21 年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台が極めて低いことなどから、前年度より改善するものの、マイナス 2.6%程度にとどまるものと見込まれており、また、国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス 4.3%程度と 2 年連続の急速な減少が見込まれた。

このような情勢認識から、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）を着実に実施し、これに伴う平成 21 年度第 2 次補正予算と平成 22 年度予算を一体として切れ目なく執行することとされた。平成 22 年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置き、国民の付託に応じて主要施策の実施に取り組むとともに、「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）の推進を通じて、成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創造していくこととされた。さらに、経済成長と財政規律を両立させ、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも、財政の持続可能性を高めていくこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成 22 年度においては、景気は緩やかに回復していくと期待され、平成 22 年度の国内総生産の実質成長率は 1.4%程度と 3 年ぶりのプラス成長が見込まれ、また、名目成長率も 0.4%程度のプラスに転じると見込まれた。

(イ)国の予算

平成 21 年 12 月 15 日、「平成 22 年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成 22 年度予算編成にあたっては、以下のような基本的考え方に基づくものとされた。

- a 予算編成とは、貴重な国民の税金をどのように用いるか、選択を行う作業に他ならない。現在の国民のみならず、未来の国民に対しても責任を持つ選択を行うのが政治の役割である。未来を創る子ども達のために必要な政策を実行するため、政治が最大限の努力を行わなければならない。以下のような基本理念に立ち、全閣僚、全政務三役が一丸となって、責任ある予算編成に取り組む。

- (a) 「コンクリートから人へ」
- (b) 「新しい公共」
- (c) 「未来への責任」
- (d) 「地域主権」
- (e) 「経済成長と財政規律の両立」

以上の基本理念のもとで予算を編成した上で、今後の経済運営に当たっては、国民の暮らしに直結する名目の経済指標を重視するとともに、デフレの克服に向けて日本銀行と一体となって強力かつ総合的な取組を行う。また、平成 21 年度第 2 次補正予算と平成 22 年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていく。これにより、民需は底堅く推移し、自律的な成長軌道に向けて、景気は緩やかに回復していくものとみられる。

- b 何よりも人のいのちを大切にし、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。こうした観点から、平成 22 年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置く。
- c 国民主権とは、国民自らが国の政策決定に責任を持つことであり、物言えぬ将来の国民にツケを回すような無責任な財政運営を行ってはならない。同時に、「依らしむべし、知らしむべからず」といった独善的な発想で、財政規律の確保に失敗を重ねてきたことを、ほかならぬ政治と行政が深く反省しなければならない。国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使い途を自ら精査し、自ら主体的に決定する、国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化を目指す。

平成 22 年度予算は、以上のような方針により編成され、平成 21 年 12 月 25 日に政府案の閣議決定が行われた後、平成 22 年 1 月 22 日に第 174 回国会に提出され、平成 22 年 3 月 24 日に政府案どおり成立した。

これによると、平成 22 年度の国の一般会計予算の規模は 92 兆 2,992 億円で、前年度当初予算と比べると 3 兆 7,512 億円の増加（4.2%増）となっており、うち一般歳出の規模は 53 兆 4,542 億円で、前年度当初予算と比べると 1 兆 7,233 億円の増加（3.3%増）となった。

なお、公債の発行予定額は 44 兆 3,030 億円で、前年度当初発行予定額と比べると 11 兆 90 億円の増加（33.1%増）となっており、公債依存度は 48.0%となった。他方、財政投融资計画の規模は 18 兆 3,569 億円で、前年度計画額と比べると 2 兆 4,937 億円の増加（15.7%増）となった。

イ 地方財政計画

平成 22 年度は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、歳出面では、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上するほか、歳入面では、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足に対して、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 22 年度の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア) 地方税については、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。

(イ) 地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- a 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 1,761 億円については、法律の定めるところにより平成 28 年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- b これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補填する。

(a) 地方交付税は、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円（うち「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円、平成 21 年度において別枠で加算した 1 兆円のうち平成 22 年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算額 5,000 億円（平成 20 年 12 月 18 日付け総務・

財務両大臣覚書第3項)、「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)附則第4条の2第3項の加算額866億円、同条第4項の加算額6,695億円、臨時財政対策特例加算額5兆3,880億円)増額する。また、平成22年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,812億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金3,700億円を活用する。

(b) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を7兆7,069億円発行する。

(c) 建設地方債(財源対策債)を1兆700億円増発する。

c 上記の結果、平成22年度の地方交付税は、16兆8,935億円(前年度に比し1兆733億円、6.8%の増)を確保する。

(ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金を確保する。

(エ) 地域主権の確立に向け、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えるために必要な特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850億円を計上する。

b 投資的経費に係る地方単独事業費については、「コンクリートから人へ」の理念を踏まえた国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し15.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、地域主権の確立に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

d 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

e 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 公的資金補償金免除繰上償還については、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険

資金及び旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。

- (カ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、引き続き職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 22 年度の地方財政計画の規模は、82 兆 1,268 億円で、前年度と比べると 4,289 億円減少 (0.5%減) となっている。

歳入についてみると、地方税は 32 兆 5,096 億円で、前年度と比べると 3 兆 6,764 億円減少 (10.2%減) (道府県税 16.2%減、市町村税 5.7%減)、地方譲与税は 1 兆 9,171 億円で、前年度と比べると 4,553 億円増加 (31.1%増)、地方特例交付金は 3,832 億円で、前年度と比べると 788 億円減少 (17.1%減。なお、平成 21 年度には特別交付金を含んでいた。)、地方交付税は 16 兆 8,935 億円で、前年度と比べると 1 兆 733 億円増加 (6.8%増)、国庫支出金は 11 兆 5,663 億円で、前年度と比べると 1 兆 2,647 億円増加 (12.3%増)、地方債 (普通会計分) は 13 兆 4,939 億円で、前年度と比べると 1 兆 6,610 億円増加 (14.0%増) となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は 21 兆 6,864 億円で、前年度と比べると 4,407 億円減少 (2.0%減) となっている。なお、地方財政計画における職員数については、引き続き定員の純減を進め 20,666 人の純減 (公立保育所保育士人件費を一般行政経費 (単独) から移し替えたことにより、給与関係経費としては 4,143 人の増) としている。一般行政経費は 29 兆 4,331 億円で、前年度と比べると 2 兆 1,723 億円増加 (8.0%増) となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は 13 兆 8,285 億円で、前年度と同額となっている。公債費は 13 兆 4,025 億円で、前年度と比べると 1,070 億円増加 (0.8%増)、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は 4 兆 2,806 億円で、前年度と比べると 6,160 億円減少 (12.6%減) となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 6 兆 8,683 億円で、前年度と比べると 1 兆 2,125 億円減少 (15.0%減) となっている。

他方、平成 22 年度の地方債計画の規模は 15 兆 8,976 億円で、前年度当初計画と比べて 1 兆 7,132 億円増 (12.1%増) となっている。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成 22 年度補正予算（第 1 号）

平成 22 年度補正予算（第 1 号）は、平成 22 年 10 月 26 日に閣議決定、平成 22 年 10 月 29 日に第 176 回国会に提出され、11 月 26 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）を実施するための円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 4 兆 8,513 億円等を追加計上しているほか、既定経費の減額 1 兆 4,313 億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税込 2 兆 2,470 億円、前年度剰余金受入 2 兆 2,005 億円を増額計上している一方で、税外収入 183 億円が減額計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 22 年度当初予算に対し、4 兆 4,292 億円増加し 96 兆 7,284 億円となった。

(イ) 平成 22 年度補正予算（第 1 号）に係る地方財政補正措置

同補正予算の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じるところであるが、これに関連して次のとおり地方財政措置を講じた。

ア 地方交付税の追加等

a 今回の補正予算により増額された平成 22 年度分の地方交付税の額 1 兆 3,126 億円（平成 21 年度精算分 5,758 億円、平成 22 年度国税五税の自然増に伴うもの 7,368 億円）については、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 63 号）等に基づき、1 兆 126 億円を平成 23 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、3,000 億円を平成 22 年度に交付する措置を講じた。

b 上記の措置に伴い、平成 22 年度の普通交付税は 2,820 億円、特別交付税は 180 億円を増額交付した。

これに対応して基準財政需要額の「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を増額する再算定を行うとともに、調整額を復活した。

イ 追加の財政需要等に対する財政措置

補正予算（第 1 号）により平成 22 年度に追加された地方負担額（普通会計分 5,670 億円）については、補正予算にあわせた地方独自の地域活性化施策の実施も想定して、地方交付税を交付（3,000 億円）した。

あわせて、国の補正予算のうち公立学校施設の耐震化事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分 4,613 億円）については、原則として、地方負担額の 100% まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとした。その際、元利償還金の 45%（当初における地方負担額に対する算入率が 45%を超えるものについては、原則として当初の

算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することを予定し、残余については単位費用により措置することとした。

ウ その他地方公共団体に係る補正予算

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」における「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」として、補正予算(第1号)において、「きめ細かな交付金」(2,500億円)及び「住民生活に光をそそぐ交付金」(1,000億円)からなる「地域活性化交付金」(3,500億円)が計上された。

(出典) 「地方財政の状況 平成24年3月」 総務省